

## 第 59 号議案

### 関西広域連合規約の変更の協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のように関西広域連合規約の一部を変更するため、関係地方公共団体と協議する。

令和5年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

#### 関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に</u>関す</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア [略]</p> <p><u>イ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振</u>興</p>

る法律（平成9年法律第91号）  
第4条第1項及び第2項に規定  
する協議会の組織に関する事務

ウ～キ [略]

(4)～(9) [略]

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号ア、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

興に関する法律（平成9年法律  
第91号。以下本号において  
「法」という。）に規定する外  
客来訪促進計画に関する事務の  
うち、次に掲げるもの

(ア) 法第4条（第3項を除  
く。）に規定する外客来訪促進  
計画の策定及び実施に関する  
事務

(イ) 法第4条第1項第3号に規  
定する観光経路の設定に関す  
る事務

ウ～キ [略]

(4)～(9) [略]

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号ア（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（ア及びイに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除

<p>3 [略]</p> <p>(広域連合の議会の定数)</p> <p>第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>40人</u>とする。</p>	<p>くものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(広域連合の議会の定数)</p> <p>第8条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、<u>39人</u>とする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第20条関係）				別表（第20条関係）			
	経費の区分	負担する構成団体	負担割合		経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	[略]	[略]	[略]	総務費	[略]	[略]	[略]
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県及び徳島県	[略]		第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
事業費	[略]	[略]	[略]	事業費	[略]	[略]	[略]
	第4条第1項第3号アに規定する事務に係る経費	[略]	[略]		第4条第1項第3号ア及びイに規定する事務に係る経費	[略]	[略]
	第4条第1項第3号イからキまでに規定する事務に係る経費	[略]	[略]		第4条第1項第3号ウからキまでに規定する事務に係る経費	[略]	[略]
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	[略]		第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	[略]
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	[略]		第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	[略]
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	[略]		第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	[略]
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	[略]		第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	[略]

第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	[略]
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県及び徳島県	[略]
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 <u>奈良県</u> 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	[略]
[略]		

備考 [略]

第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	[略]
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	[略]
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	[略]
[略]		

備考 [略]

## 附 則

### (施行期日)

1 この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。

### (準備行為)

2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、総務大臣の許可のあった日から、次に掲げる事務（奈良県に係るものに限る。次項において「特定事務」という。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

(1) 改正後の関西広域連合規約（次号及び次項において「新規約」という。）

第4条第1項第1号に掲げる事務（同号アに掲げる計画のうち同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する部分に係るものに限る。）

(2) 新規約第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事務

(負担金の徴収に係る経過措置)

3 広域連合長が規則で定める日までの間における特定事務に係る経費の負担については、新規約第20条及び別表の規定により難しい場合は、関係団体で協議して定める。

## 理 由

地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2～8 [略]

(規約等)

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 広域連合の処理する事務

(5)、(6) [略]

(7) 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法

(8) [略]

(9) 広域連合の経費の支弁の方法

2～4 [略]

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。